

○大分県警察における管区機動隊の編成等に関する規程

平成 9 年 5 月 2 3 日
大分県警察本部訓令甲第 7 号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

(概 要)

大分県警察における管区機動隊の編成等に関し、管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び規則第4条の規程により警察庁長官が定めるもののほか、必要な事項を定めており、「編成」、「隊員の指定」、「選考基準」等について規定している。